

# CLOUD-SERVICE 利用規約

## 第1条 用語の定義

1. 「本規約」とは、本 CLOUD-SERVICE 利用規約をいう。
2. 「弊社」とは、株式会社セイノー情報サービスまたは株式会社セイノー情報サービスが承認したビジネスパートナーをいう。
3. 「本サービス」とは、CLOUD-SERVICE 利用契約書の第 1 条に記載した弊社が利用を許諾し提供するサービスをいう。

## 第2条 本規約の目的

1. 本規約は、弊社が提供する本サービスの利用について定めるものとする。
2. 契約者および利用者は、本規約を誠実に遵守するものとする。
3. 弊社は、本規約の条件に従い、契約者に本サービスを使用する非独占的な権利を承諾するものとする。

## 第3条 本規約の適用範囲

1. 本規約は契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとする。

## 第4条 本規約の変更

1. 弊社は、相当の理由があると判断した場合、弊社の判断にて本規約を変更することができるものとする。
2. 本規約の変更にあたっては、第 8 条（通知）に基づき変更日 1 ヶ月前には契約者へ通知し、変更日までに本サービスの利用契約に同意している全ての契約者がこの変更に同意したものと取り扱うものとする。

## 第5条 本サービスの利用と利用者の管理

1. 契約者が本規約に定める全ての条項に対して同意した場合、弊社所定の方法で利用申込を行い、弊社がそれを承認することによって本サービスの利用が開始できるものとする。
2. 本サービスの利用開始にあたり、弊社は契約者に本サービス利用のための専用 ID とパスワード、またはアクセス・キー（以下「アカウント」という）を発行し、弊社所定の方法で通知するものとする。
3. 利用開始日は、アカウントを通知し、本サービスが利用可能になった日とする。
4. 契約者は、本サービスを本規約の各条項に従い、自らが利用し、または自己の従業員等、契約者の管理下にある適切な第三者（以下、併せて「利用者」と言う）に利用させることができるものとする。
5. 契約者は、利用者による本サービスの使用・管理に一切の責任を負うものとする。なお、アカウントによる本サービスの利用は、全て契約者による利用とみなされるものとする。
6. 以下のいずれかに該当する場合は、弊社は利用申込を承認せず、または、利用申込の承認や利用契約を取り消すことがある。
  - (1) 利用申込の申請内容に虚偽が認められた場合
  - (2) 契約者および利用者が本サービスの利用規約に違反する恐れがある場合、または弊社の契約停止の処分を受けたことがある場合
  - (3) 弊社の業務遂行上または、技術上支障がある場合
  - (4) その他、弊社が申込を承諾することが適当でないと判断した場合
7. 契約者は、本サービスを利用するための環境（コンピュータ、通信機器、通信回線およびソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備および機器等）を、自らの責任と費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとする。尚、契約者が用意した上記環境に対するサポートは行わない。

## 第6条 譲渡禁止

1. 契約者は、本サービスを利用する権利（以下「利用権」という）を他に譲渡してはいけないものとする。
2. 前項にかかわらず、契約者が法人である場合において、契約者に地位の承継があったときに限り、弊社の事前承認を得たうえで利用権を譲渡できるものとする。
3. 前 2 項に関連して、利用権の譲渡があったときは、利用権の譲受人は、利用権の譲渡人である契約者の有していた本サービスに係る一切の権利および義務を承継できるものとする。

## 第7条 変更の届け出

1. 契約者は、本サービスのサービス申込の際に弊社へ届け出た事項に変更があった場合には、速やかに変更の届けを出すものとする。
2. 前項の届けをしないことにより、弊社からの通知が契約者へ到達しないなどの不利益を被った場合でも、弊社は一切の責任を負わないものとする。

## 第8条 通知

1. 弊社が契約者への周知が必要と判断したときは、本サービスに関する提供条件のほか必要な周知事項の通知を、契約者が登録した電子メールアドレスへの電子メール送信、または弊社が運営する WEB ページ上への掲

載などの方法により行うものとする。

2. 前項の通知は、弊社が運営する WEB ページ上に掲載されたとき、あるいは契約者が登録した電子メールアドレスに送信されたときをもって、効力を発するものとする。

#### 第9条 弊社の責任

1. 弊社は、本サービスを提供する上で必要な弊社環境の安全を確保するために、弊社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとする。

#### 第10条 契約者の責任

1. 契約者は、自らの責任で契約者のアカウントの管理を行うものとする。万一アカウントを第三者に利用され、契約者に損害が発生しても、弊社は一切の責任を負わないものとする。
2. 契約者は、本サービスにおいて利用するデータ等に関する全責任を負うものとし、第三者との間に著作権等その他の事項に関して紛争が生じた場合、契約者の自己の責任と費用で解決するものとする。
3. 契約者が本サービスの利用に関連して弊社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者の自己の責任と費用で解決し、当該損害を賠償するものとする。ただし、弊社に過失がある場合にはこの限りではない。

#### 第11条 禁止行為

1. 契約者は、本サービスを利用して次の行為を行わないものとする。
  - (1) 弊社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (2) 弊社または第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (3) 詐欺等の犯罪を誘発する行為、助長する行為、またはその恐れのある行為
  - (4) 本サービスにより利用しうる弊社または第三者の情報を改ざんする行為
  - (5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
  - (7) 弊社の運営を妨げる行為、または、本サービスの提供に重大な支障をもたらす行為
  - (8) 本サービスを利用して、虚偽、無用のデータを送信する行為
  - (9) 前各号のいずれかの行為を助長することを目的とした行為
  - (10) その他、違法もしくは公序良俗に反する行為等で本サービスを利用する行為、または、弊社が不適切と判断する行為
2. 契約者が前項各号のいずれかに該当する行為が見られると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく以下の措置を行うことができるものとする。
  - (1) 契約者に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動、その他必要な措置を行うことを要求すること
  - (2) 契約者または利用者が表示、発信または蓄積する情報またはデータ等の全部または一部を他者が閲覧できない状態におく、または削除すること
  - (3) 本サービスの全部または一部を、契約者が利用することを停止すること
  - (4) 契約者との契約を解除すること
  - (5) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと

#### 第12条 データの削除

1. 弊社は、以下の場合、契約者が本サービスを利用して弊社設備に登録したデータ等を事前に通知することなく削除できるものとする。なお、本条によるデータ削除に関し、弊社は一切責任を負わないものとする。
  - (1) 第11条（禁止行為）または第14条（本サービスの停止、終了）に該当すると弊社が判断した場合
  - (2) 本サービス運営または保守管理上必要と弊社が判断した場合
  - (3) 契約者と弊社のサービス契約が終了した場合、一定期間経過後に削除するものとする。

#### 第13条 本サービスの変更

1. 弊社は、相当の理由があると判断した場合は、本サービスの内容、規格および仕様の全部または一部を変更することができるものとする。
2. 前項に該当した場合、弊社は契約者に対して第8条（通知）に基づき通知することとする。

#### 第14条 本サービスの停止、終了

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、契約者に何ら事前に通知や承諾することなく本サービスの全部または一部を一時中断または停止することができる。
  - (1) 本サービス提供のための設備、システムの保守点検、更新を緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電、天災、事変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
  - (3) 弊社に対し、契約者に関わるクレーム、請求等がなされ弊社の業務に支障をきたすと弊社が判断した場合
  - (4) その他、弊社が運営上あるいは技術上、本サービスの一時中断または停止が必要と判断した場合

2. 弊社は、相当の理由があると判断した場合、契約者に通知の上本サービスを終了することができるものとする。
3. 弊社は当条項に起因して契約者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

#### 第15条 権利帰属

1. 本サービスに関する一切の著作権などは、弊社に帰属するものとする。

#### 第16条 免責

1. 弊社は、以下のいずれかの事項による契約者の損失または損害について、いかなる場合でも法律上の担保責任およびその他一切の保証責任を負わないものとする。
  - (1) 通信回線障害等により、データ転送過程でデータ内容に損失、変形があった場合。
  - (2) 保守作業、停電や天災などの不可抗力、その他の理由によりサービスの運営を定期的もしくは予告なく緊急やむを得なく遅延または中断した場合、または回線の混雑等により回線接続不可能となる場合。
  - (3) 電気通信事業法第8条の規定ならびに関係省令に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある時は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱う場合
  - (4) 契約者の責任によるデータの誤配信、未着信があった場合
2. 契約者は、前項のような不測の事態に備えて代替手段を準備しておく責任があるものとする。
3. 弊社は前項の場合も含め、本サービスに関連して発生した契約者のいかなる損害について、一切責任を負わないものとする。ただし、弊社に過失がある場合には、別途協議とする。この場合、直近1ヶ月の月額料金を限度とする。

#### 第17条 本サービス料金の支払い

1. セイノー情報サービスと契約者が直接契約をする場合の料金の支払は以下のとおりとする。
  - (1) 契約者は、弊社が別途定める本サービスの利用料金に消費税等相当額を加算して、弊社に支払うものとする。
  - (2) 本サービス利用料金は、サービス利用開始日を起点として、毎月月末締めとし、翌月末日までに指定された口座に支払うものとする。
  - (3) 別段の定めがない限り、料金について、日割り計算を行わないものとする。
  - (4) 契約者が料金その他の債務を支払う際に要する費用（振込手数料など）は、契約者の負担とする。
  - (5) 契約者が代金の支払いを遅延した場合、その遅延利息の利率は年14.6%とし、契約者は直ちに代金及び支払期日の翌日から支払日に至るまでの遅延利息額を合計した金額を弊社に支払うものとする。
  - (6) 契約者が料金を支払期日までに支払わないことにより、弊社が催告その他の手続き等に要した費用については契約者の負担とする。
2. ビジネスパートナーと契約者が契約をする場合、請求と支払条件は契約者とビジネスパートナーとの合意による。

#### 第18条 契約者からの解約

1. 契約者は本サービスの解約を希望する場合、弊社が指定する方式にて解約を希望する日の1ヶ月前までに弊社に届け出るものとし、月中における解約はできないものとする。
2. それぞれのサービスで定めた最低利用期間は解約できないものとする。

#### 第19条 弊社からの解除

1. 契約者が次のいずれかひとつにつきでも該当する場合は、弊社は本システムの利用を解除できるものとする。また、契約者は、弊社から利用契約解除の通知を受けた時点で、弊社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、ただちに債務を即刻弁済するものとする。
  - (1) 第6条の「譲渡禁止」または第11条の「禁止行為」に該当すると弊社が判断した時
  - (2) 本サービスまたは弊社の運営を妨害した時
  - (3) 契約者に対して仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、特別清算、もしくは民事再生、会社更生の申し立てがあった時、または清算に入った時
  - (4) 租税公課を滞納して保全差押を受けた時
  - (5) 信用の悪化または営業の譲渡、合併など事業に重大な変化が生じたことにより、契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると弊社が判断した時
  - (6) 本サービスの利用申込時に虚偽の申告をした時
  - (7) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った時
  - (8) 本サービスの利用料金の支払いを遅延し、または拒否した時
  - (9) 本規約の全部または一部に違反した時（利用者が違反した時を含む）
2. 契約者が前項各号に該当したことにより弊社が損害を被った場合、利用契約の解除の有無に関わらず、弊社は契約者に対し、被った被害の賠償を請求できるものとする。
3. 弊社は当条項に起因して契約者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

## 第20条 秘密保持

1. 契約者および弊社は、本サービスの終了後といえども、相手方から提供を受け、または自ら知りえた相手方の情報について秘密を厳守し、本サービス履行以外の目的に利用せず、いかなる第三者に対してもこれを開示漏洩してはならないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではないこととする。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
  - (4) 契約に違反することなく、かつ、相手方からの受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 法令上要請または政府機関からの要請により開示が義務付けられた情報
2. 契約者および弊社は、契約を履行するために合理的に必要となる範囲の従業員に対して秘密を開示することができるものとし、当該従業員に対して在職中はもとより退職後においても本条で定める義務と同様の義務を課すものとする。

## 第21条 再委託

1. 弊社は本サービスの実施において、その全部または一部を再委託できるものとする。

## 第22条 提供区域

1. 本サービスは日本国内の利用を基本とし海外での提供区域は、契約者と弊社が協議のうえ決定する。

## 第23条 輸出管理

1. 契約者は、本サービスを、直接または間接を問わず、次の各号に該当する取扱いをする必要がある場合には、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国輸出管理規則など該当する外国の輸出関連法規による規制（以下総称して「輸出規制」という）を確認し、所定の手続きをとったうえで、これを行うものとする。
  - (1) 輸出するとき
  - (2) 海外に持ち出すとき
  - (3) 非居住者へ提供し、または使用させるとき
  - (4) 前三号に規定するほか、「外国為替及び外国貿易法」または外国の輸出関連法規による規制対象であるとき、もしくは、新たに規制対象となったとき

## 第24条 サポート

1. 本サービスのサポートの内容は以下のとおりとする。
  - (1) ハード環境維持（キャパシティ、バックアップ、システム監視）
  - (2) システム維持管理（オペレーティングシステム、データベース、ユーティリティ等のバージョンアップ）
  - (3) システム問合せおよびソフトウェアサポート  
契約者による、本サービスの運用に支障を来す事象（以下「本サービスの障害」という）、仕様に関する問合せおよび相談、本サービスに関する使用方法や操作方法に関し、電話等にて一次受付を行う。  
一次受付後、弊社は契約者に対し電話等によるサポートを行う。ただし、契約者から弊社への電話等による問合せは、別途契約者が特定した者に限定されるものとする。サポートは日本国内からの問合せのみとし日本語に限定する。  
契約者が本サービスを通常の方法で使用し、本サービスの障害が発生した場合、契約者の通知により、その問題の判別を行う。  
本サービスの障害が発生した場合、弊社が適切と判断する方法をもって、正常な運用を行えるよう復旧支援を行う。  
ソフトウェア以外のハード機器の保守内容については、メーカーとの契約に準ずるものとする。
  - (4) アプリケーション維持管理
2. 以下により本サービスの障害が発生したと弊社が判断した場合、本サービスのサポート対象外とし、これを行う必要が生じた場合には、契約者と弊社間で別途協議を行い実施時期、料金等を決定した上、当該作業を行うものとする。
  - (1) 弊社所定の取扱いマニュアル等に記載された操作以外による、本サービスの不適切な使用に起因した場合
  - (2) 火災、停電、天災、地変その他弊社の責に帰すことのできない事由が起因する場合
  - (3) オペレーティングシステムやミドルウェアのバージョンアップ、ハードウェアの変更など、弊社の責に帰すべからざる事由により、アプリケーションに変更が必要になった場合、契約者専用の個別開発部分の修正、導入作業についての費用は契約者の負担とし、個別開発を除く部分については弊社負担で対応する。

## 第25条 協議

1. 本規約に定めのない事項については、契約者と弊社が互いに誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

岐阜県大垣市田口町1番地  
株式会社セイノー情報サービス